

令和3年1月29日

第7回

余市町農業委員会総会議事録

余市町農業委員会

1. 令和3年1月29日午後1時30分より、農村活性化センター集会室において、第7回余市町農業委員会総会を余市町農業委員会会長 細山正己これを招集した。
2. 定刻までに参集した委員は次のとおりである。

議席番号	1番	村井貞治
〃	2番	中岡博晃
〃	3番	片山裕
〃	4番	野呂栄二
〃	5番	村尾哲郎
〃	6番	土居義和
〃	7番	川合一
〃	8番	井川和彦
〃	9番	落雅美
〃	10番	石岡渡
〃	11番	有田均
〃	12番	曾我貴彦
〃	13番	山本秀弘
〃	14番	金子秋雄
〃	15番	坂本政隆
〃	16番	細山正己

3. 本日、この会議に参加したる者の職・氏名は次のとおりである。

余市町農業委員会	事務局 局長	水野貴司
	事務局次長兼農地係長	森谷満
	庶務係兼振興係主任	松原厚子

4. 本日の日程は、次のとおりである。

議事録署名委員の指名

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 余市町農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

(開会宣言の時刻午後1時30分)

議長 定刻になりましたので、ただ今から第7回余市町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は、16名、全員であります。

よって過半数に達しましたので、余市町農業委員会会議規則第10条の規定により総会は成立いたしました。

本総会の傍聴について、ご報告いたします。

本会会議規則第30条の規定に基づき、報道関係者を除く一般傍聴人を10名に制限することをご報告いたします。

本総会に付議する案件は、議案3件であります。

それでは、日程に入らせていただきます。

はじめに、議事録署名委員の指名についてを、お諮りいたします。

一 同 議長指名

議長 議長指名ということですので、私の方から指名させていただきます。

6番・土居委員、14番・金子委員のご両名にお願い申し上げます。

それでは、案件の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

森谷次長 ただ今、上程されました、議案第1号につきまして朗読・説明させていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

このことについて、下記の者から農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので実情検討の上、審議採決願いたい。

令和3年1月29日提出、余市町農業委員会会長 細山正己

申請番号1番 申請人住所・氏名、譲渡人、■■町■■■■■■丁目■■番地■■、■■■■■■、譲受人、■■町■■■■■■■■番地■■、■■■■■■、土地の表示、■■町■■■■番■■、地目、公簿・現況とも田、面積■■■■■■■■■■m²、調査年月日及び調査委員につきましては、令和3年1月20日、川合委員、中岡委員、村尾委員の3名で調査を行っております。

農地法の許可基準に基づく調査委員の所見につきましては、農地法第3条第2項第1号から第7号までの各号に該当しないでございます。

申請理由につきましては、譲渡人、所有農地の一部を贈与するもの、譲受人、上記、受けるものでございます

農地法第3条調査書につきましては5ページに記載してございます。

続きまして、申請番号2番 申請人住所・氏名、譲渡人、■■町■■町■■■■番地■■、■■■■■■、譲受人、■■町■■町■■■■番地■■、■■■■■■、土地の表示、■■町■■■■番、地目、公簿、現況とも畑、面積■■■■■■■■m²外

■筆、合計■筆■■■■■■■■■■m²、調査年月日及び調査委員につきましては、令和3年1月21日、落委員、石岡委員、有田委員の3名で調査を行ってございます。

農地法の許可基準に基づく調査委員の所見につきましては、農地法第3条第2項第1号から第7号までの各号に該当しないでございます。

申請理由につきましては譲渡人、所有農地の一部を贈与するもの、譲受人、上記、受けるものでございます

農地法第3条調査書につきましては6ページに記載してございます。

4ページをお開き願います。

申請番号3番 申請人住所・氏名、譲渡人、■■市■■■丁目■番■号、株式会社 ■■■■■■■■■■■■、代表取締役、■■■、譲受人、■■市■■■■■■■■■■丁目■番地■、■■■、土地の表示、■■町■■■番■■、地目、公簿・現況とも畑、面積■■■■■■■■■■m²、外■筆、合計■筆、■■■■■■■■■■m²、調査年月日及び調査委員につきましては、令和3年1月21日、落委員、石岡委員、有田委員の3名で調査を行ってございます。

農地法の許可基準に基づく調査委員の所見につきましては、農地法第3条第2項第1号から第7号までの各号に該当しないでございます。

申請理由につきましては、譲渡人、労働力不足による経営規模縮小のため、所有農地の一部を譲渡するものでございます。譲受人、新規就農するため、農地を譲り受けるものでございます

農地法第3条調査書につきましては7ページに記載してございます。

補足説明といたしまして、申請番号1番につきましては、譲受人は新規就農者として、当時の青年就農給付金、現在の農業次世代人材投資事業の受給者であり、その給付要件として、■、■■■■■さんの経営に従事してから5年以内に経営の一部継承をすることが必要なため、譲受人に所有農地を贈与するための申請でございます。

申請番号2番につきましては、申請番号1番同様に、譲受人は、新規就農者として当時の青年就農給付金、現在の農業次世代人材投資事業の受給者であり、その給付要件として、■、■■■■■さんの経営に従事してから5年以内に経営の一部継承をすることが必要なため、譲受人に所有農地を贈与するための申請でございます。

申請番号3番につきましては、譲受人、■■■さんは、平成28年から休日等を利用して、購入予定農地において、前所有者、■■■■■さん、さらに現所有者、株式会社 ■■■■■■■■■■■■さんから農業を学び、当該農地について熟知され、農地取得後は当分の間、同社、株式会社 ■■■■■■■■■■■■さんへ出荷されると伺っております。なお、■■■さんの住民票は、現在■■市にございますが、本年、来月に■■町■■町に転入予定であり、昨年末に会社を退職されております。

以上でございます。

議長 ただ今の説明に関連いたしまして、申請番号1番につきまして現地調査を

行いました地区担当委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

7番 川合委員

7番 申請番号1番の農地法第3条の規定による許可申請について、1月20日、事務局を含め、中岡委員、村尾委員と私の3名の委員で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

ただ今、事務局からの説明でもありましたが、申請番号1番の、譲受人は新規就農者として当時の青年就農給付金、現在の農業次世代人材投資事業を、■■■のところへ親元就農という形で受給しており、その要件には、経営に従事してから5年以内に経営を全部継承または、一部継承することが条件であるため、このたび、譲渡人より農地の一部を贈与するものです。

調査の結果、申請番号1番は、取得後も機械の能力・農作業に従事する状況等からみて農地を効率的に利用すると認められますので、調査員3名とも農地法第3条第2項の各号に該当しない旨、許可要件を満たすと合意しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いします。

議長 続きまして申請番号2番につきまして、現地調査を行った地区担当委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

9番 落委員

9番 申請番号2番の農地法第3条の規定による許可申請について、1月21日、事務局を含め、石岡委員、有田委員と私の3名の委員で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

ただ今、事務局からの説明でもありましたが、申請番号2番の、譲受人も申請番号1番と同様、新規就農者として当時の青年就農給付金、現在の農業次世代人材投資事業を、■■■のところへ親元就農という形で受給しており、同じく5年以内に経営を全部継承または、一部継承することが条件であるため、このたび、譲渡人より農地の一部を贈与するものです。

調査の結果、申請番号2番は、取得後も機械の能力・農作業に従事する状況等からみて農地を効率的に利用すると認められますので、調査員3名とも農地法第3条第2項の各号に該当しない旨、許可要件を満たすと合意しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いします。

議長 続きまして申請番号3番につきまして、現地調査を行った地区担当委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

9番 落委員

9番 申請番号3番の農地法第3条の規定による許可申請について、1月21日、事務局を含め、石岡委員、有田委員と私の3名の委員で現地調査を行いました

たので、ご報告いたします。

ただ今、事務局からの説明でもありましたが、申請番号3番については、経営規模を縮小する譲渡人と新規就農する譲受人が売買協議の合意に至り、本申請をしたものです。

調査の結果、申請番号3番は、取得後も機械の能力・農作業に従事する状況等からみて農地を効率的に利用すると認められますので、調査員3名とも農地法第3条第2項の各号に該当しない旨、許可要件を満たすと合意しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いします。

議 長 事務局からの内容説明と調査委員からの報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。
申請番号1番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、申請番号1番については申請のとおり可と決定いたします。
続きまして申請番号2番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、申請番号2番については申請のとおり可と決定いたします。
続きまして申請番号3番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。
はい、12番

12番 質問ですが、申請番号3番の■■■さんのあたりは数年前に農地を購入したばかりで、今回すぐに、2、3年後に転売するかたちは、自分としてはやっつけられないという認識というか、あまりできないことではないか、という認識があったのですが、それは問題ないのでしょうか。

では、自分も農地を買ってすぐ、2、3年後に転売することをした場合、ペナルティーとか、そのようなものは、基本、何もないのでしょうか。

例えば、■■市内だけの木を少し残したい、そういったラインで始めたいということは、それに関しては、それはおかしいのではないかと、農業委員会からの指示を待たずして、農業委員から言うことはできないのでしょうか。

議 長 税率は高くなりますね。40パーセントぐらいですか。

水野局長 そうです。

議 長 事務局からの内容説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
議案第2号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。
はい、13番

13 番 質問というより要望なのですけれども、道路に関係している件ですが、この図面だけを見ると、道路の全体図がわかりづらいので、これは必要なもので出てくると思うのですが、もう少し斜線などを引いて、道路の全体図の中で、ここが道路だよと、示せないものでしょうか。

議 長 その一部分だけではなく、延長線も全部ですか。

13 番 はいそうです。ここが道路になるので、ここが必要なのですよ、とゆうことです。

議 長 そこはいかがでしょうか、事務局。

森谷次長 13番山本委員のご質問についてご説明させていただきます。

農業用道路の保証につきましては昨年12月の総会でも2筆同様のケースがございました。今回1件だけ申請地が遅れましたのは理由がございまして、譲渡人との間での契約、交渉が整わなかったもので、1ヶ月ずれ込んだ結果になってございます。

今後につきましても、同様のケースがでてくるとは思うのですが、もし、ご要望の道路図面の斜線を引くということになりますと、あくまで予定でございまして、まだ契約自体が整ってないので、お見せしたものが、あくまで本当の参考資料となって、将来的には変わってしまう可能性があるものですから、当該地のみ、色をかけて参考資料とさせていただきます。

ご理解の程、よろしく申し上げます。

議 長 よろしいですか。

13 番 はい、わかりました。

議 長 ほかに質問等ございませんでしょうか。

一 同 ありません。

議 長 ご異議がないようですので、議案第2号につきましては、申請のとおり可と決定いたします。

続きまして議案第3号 余市町農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを、議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

水野局長 議長、番外

議長 はい、番外

水野局長 ただ今、上程されました「余市町農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について、提案理由をご説明申し上げます。

一昨年、農地転用にかかる収賄容疑で、農業委員会会長が逮捕されるという不祥事案が続けて発生し、再発防止のため、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を、管内すべての農業委員会で決議を行い、毎年同様の取り組みを実施するよう、一般社団法人北海道農業会議より通達があり、実施するものでございます。

それでは、議案を読み上げ提案いたします。

議案第3号 余市町農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について。

このことについて、一般社団法人 北海道農業会議より農業委員会の法令遵守に対する決議要請があったので本会に付議する。

令和3年1月29日提出、余市町農業委員会会長 細山正己

余市町農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議。

私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記。

1. 余市町農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 余市町農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

以上、議案第3号について、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 事務局からの内容説明が終わりましたので、質疑に入ります。

議案第3号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

はい、10番

10番 もとより農業委員は法令遵守に従って言論や行動や、そういうものが当然

として動いています。それをあえて決議しよう、ということは、ちょっと不可解なところがあるなど、当然、法律を守りながらやっているものが、決議するとゆうのはどういうことなんだと、私は、決議する必要があるのかと疑問を感じてるところです。

議 長 最近、不祥事が続いているので新たに倫理観を持ってくれということなのではないでしょうか。どうでしょうか事務局。

水野局長 10番の石岡委員のご質問についてお答え申し上げます。

今、細山会長がおっしゃられたとおり、当たり前のことではあるのですが、北海道農業会議から、このようなことが北海道で無いようにと、通達が回っていますので、基本に戻って再確認してくださいという事がございますので、この件についてご理解願いたいと思います。

議 長 よろしいでしょうか。
はい、5番

5 番 先程の説明からすると毎年度、決議するという内容でしょうか。

一昨年、今、説明がありましたとおり、農業会議主催の岩内での研修会の際に2件の越権行為を成した会があるとのことで、それをうけて昨年、このことについて決議をしたと思うのですが、それでは足りなくてさらにまた本年もする、さらにまた来年も、という流れになるのですか、その辺がよくわからないのですが、一回、決議したらもういいのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

水野局長 5番、村尾委員のご指摘についてですが、この件については、やはり先程申し上げたように、新たに再認識するような形にと、農業会議のほうから毎年、決議するようにとの指導がまいつているところでございます。

そして5月に活動の点検・評価の報告書をあげておりますが、次年度、報告するものから決議を行ったか、いつ行ったか、の報告も加えられております。

繰り返しとなりますが、毎年、法令順守について改めて認識してくださいということで指導が来ていますのでご理解願います。

5 番 その報告をする際、これは既に決議しているので、一度でいいのではないか、という意見も提出されている旨、ひとつ付議をしてください。どうでしょうか。

森谷次長 一言よろしいでしょうか。私も昨年10月から農業委員会の事務局職員になりまして、皆様方に置かれましても昨年7月に改選があったかと思えます。全道各市町村ごとに農業委員会がおかれているかと思うのですけれど、任期

はそれぞれまちまちでございます。ですので1回ですと、毎年開くと何年間も連続して聞くことにはなりますが改選があった時には、新しい委員さんは、改めてそのことを認識できるかと思いますので、村尾委員の意見も付議させていただきますが、この様なことをご理解ください。

議 長 よろしいでしょうか。
はい、5番

5 番 私ばかりでなく、農業委員会としての、そういう意見もありますという、付議することも必要だと思えます。向こうは命令するばかりでいいですけど、こちらはそれなりに対応していかなければならないですから、必要のないことまで、本来やらなくてよいことまで対応していかなければならないということは、手間暇もかかるので、その辺も勘案しながら進めていただきたい、という意味です。

水野局長 余市町の農業委員会は当然そのような不祥事は起こらないと思っておりますが、農業会議の方にはその様な意見があったと、いうことで報告させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

5 番 はい、わかりました。

議 長 ほかに質問等ございませんでしょうか。

一 同 ありません。

議 長 ご異議がないようですので、議案第3号につきましては、提案のとおり可と決定いたします。

以上、本日ご提案申し上げました案件は、全て終了いたしましたので、第7回総会を閉会いたします。

皆様、お疲れ様でございます。

(閉会宣言の時刻 午後2時10分)

(本会議所要時間 40分)

この議事録は相違ないことを認め、署名する。

議 長 余市町農業委員会 会 長

議事録署名委員 余市町農業委員 6 番

議事録署名委員 余市町農業委員 14 番